

平成 27 年度

富山県奨学生

募集開始



あなたの学びたい気持ち、応援します。

富山県では、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金を貸与します。

◎富山県奨学資金の概要

貸与額	毎月、右の金額を貸与します。
貸与期間	卒業まで
貸与資格	・経済的に修学が困難であること。 ・保護者等が富山県内に住所を有すること。 ・学業成績が一定の値以上であること。 (大学・短大…評定平均が 3.5 以上 高専・専門…評定平均が 3.0 以上)
返還方法	卒業後、10 年以内に返還(無利子) 進学する場合、その間は返還猶予が可能

【貸与月額】

学校	通学区分	貸与月額
高専	区分なし	18,000 円 (4・5年生)44,000 円
	自宅	45,000 円
大学・短大	自宅外	51,000 円
専門学校	区分なし	44,000 円

◎申請の方法

募集要項の申請書を記入し、必要書類を添えて、**5月1日(金)までに学校**
5月8日(金)までに学校(※)へ
提出してください。

※27年4月に入学・編入した場合、直前に在籍していた学校へ提出すること。
(例:大学新生の場合、卒業した高校へ提出)

(募集要項は、在学校の奨学金担当または県立学校課ホームページから入手できます。)

・選考結果は、7月下旬までに在学校を通じてお知らせします。

◎よくある質問

Q. 年収〇〇円だけど、奨学金を受けられますか？

A. 各世帯の人数や状況を元に審査しますので、年収の額だけでは判断できません。

Q. 27年4月に入学したが、直前に在籍していた学校へ提出するのはなぜ？

A. 推薦書を作成してもらう必要があるからです。

申請書類に進学先の在学証明書を添えて、出身学校へ提出ください。

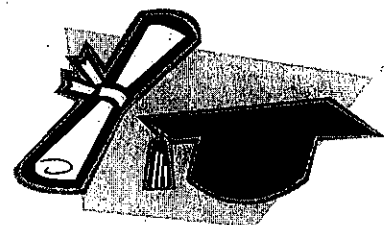
内容に関するお問合せ

富山県教育委員会県立学校課学事係

TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437

☆県立学校課ホームページでも募集要項を公開中☆

富山県奨学資金で



平成27年度

富山県奨学資金募集要項

(大学・短大・高等専門学校・専修学校専門課程対象)



学校への提出締切

~~5月8日(金)~~

5月1日(金)

奨学資金（無利子）の貸付

高等専門学校

大学・短大

専修学校
専門課程

富山県では、経済的理由により修学に困難がある方に対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集します。

富山県奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則の規定に従って行います。

応募に当たっては、本書の内容をご理解のうえ必要書類を提出願います。

〔申請に関する注意事項〕

1. 富山県奨学資金は、全額返済の必要があります。（給付ではありません。）
貸与総額が100万円を超える場合もあるので、返還計画を十分検討の上、申請ください。
2. 現在、一般採用による貸与を受けている方は、改めて申請する必要はありません。
3. 27年4月に入学した方は、申請書類を進学先ではなく卒業した学校に提出してください。

■奨学金に関するお問合せ先■

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7
富山県教育委員会県立学校課 学事係
TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437

目 次

1. 貸与の概要	1
(1) 募集人員及び貸与月額	
(2) 貸与期間	
(3) 貸与方法	
(4) 他の奨学金との併用について	
2. 申し込みできる方	2
3. 申請手続について	2
(1) 提出書類	
(2) 提出先	
(3) 提出期限	
(4) 保証人について	
(5) 選考結果の通知	
4. 貸与の取り消し・停止について	3
(1) 貸与の取り消し	
(2) 貸与の停止	
5. 返還について	3
(1) 返還方法	
(2) 返還の猶予	
6. 必要書類記入方法一覧	
提出書類① 収入の必要書類一覧	4
提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書	5
提出書類③ 27年4月に入学した者の場合、本人の在学証明書	5
提出書類④ 奨学資金貸与申請書	6
○必要書類様式○	
奨学資金貸与申請書	7～8
奨学資金貸与申請書（記入例）	9～10
申請書類チェックリスト	11
（参考）奨学金のスケジュール（申請～貸与の決定～返還）	11

1. 貸与の概要

(1) 募集人数及び貸与月額

学校種別	募集人数 ※1	国公立・ 私立区分	通学区分 ※2	貸与月額(円) ※2					
				1年生 (H27入学)	2年生 (H26入学)	3年生 (H25入学)	4年生 (H24入学)	5年生 (H23入学)	6年生 (H22入学)
高等専門学校	10名	なし	なし	18,000円			44,000円		
大学・短大	65名		自宅	45,000円					
			自宅外	51,000円					
専修学校専門課程	20名	なし	44,000円						

※1 応募状況等により、採用決定人数は募集人数から若干変更することがあります。

※2 貸与の途中で通学区分が変更となった場合、貸与月額も変更となります。

(2) 貸与期間

平成27年4月から卒業するまでの修業年限期間です。

(3) 貸与方法

毎月、本人名義の口座へ振り込みます。

なお、年度始め・年度末は、2ヶ月分を一括して振り込む場合があります。

(4) 他の奨学金との併用について

併用できるものとできないものがあります。(下記参照)

併用できないものについても、同時に出願し、決定後1つだけ選択することは可能です。

同時に利用できないもの

- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・他団体が実施する貸与型奨学金
- ・日本学生支援機構奨学金
(大学のみ特例で併用を認める場合があります※)

同時に利用できるもの

- ・授業料減免
- ・他団体が実施する給付型奨学金
- ・学資ローン など

○学生支援機構奨学金について

- ・申請書で、日本学生支援機構奨学金の出願(貸与決定)の有無を必ず選択ください。
(虚偽の申請をした場合、貸与を取り消します。)
- ・同機構の奨学金出願・決定の状況については、同機構や在学期に照会することがありますので、あらかじめご了承ください。

※併用貸与を認める場合について(大学・短大のみ)

- ①学業成績が優れている(評定4.0以上)
- ②世帯の収入が非常に少ない
- ③以下のいずれかに該当
 - ・母(父)子世帯
 - ・保護者が長期療養者あるいは障害者
 - ・災害等の被害を受けた世帯

①～③のすべてを満たし、かつ、学生支援機構の第一種奨学金のみ採用されている者については、本人の希望により、併用貸与を認める場合があります。(若干名のみ)

2. 申し込みできる方

以下の全てに該当し、在学期が推薦する方です。

- (1) 保護者等（親権者、後見人その他これらに準ずる者）が富山県内に居住していること。
 (2) 学業成績が下記の値以上であること。

区分	新入生	在学期（2学年以上）
高等専門学校	出身学校の最終学年の全履修教科の平均値が3.0以上	在学期の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.0以上
専修学校専門課程	出身学校の全学年における全履修教科の平均値が3.0以上	在学期の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.0以上
大学・短大	出身学校の全学年における全履修教科の平均値が3.5以上	在学期の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.5以上

- (3) 経済的理由により、修学が困難であること。

◆収入基準の目安

以下はあくまでも目安であり、家族構成や特別な事情により、限度額は増減します。なお、子が3人以上いる世帯の場合、家計基準が緩和されます。

区分	収入の目安
4人世帯（子が2人） 主たる生計維持者が1人の場合	865万円

3. 申請手続について

(1) 提出書類

下記の書類の作成・添付が必要です。（詳しくは4～6頁をご覧ください。）

- ① 就学者を除く世帯全員の収入額を証明する書類
- ② （該当者のみ）特別な家庭事情に関する証明書（兄弟姉妹の在学証明書等）
- ③ （27年4月に入学した者のみ）27年4月以降に発行された在学証明書
- ④ 申請書

※提出前に、必ず巻末チェックリストで内容を確認ください。

(2) 提出先

申請者の在学状況によって提出先が異なりますので、下表に従い提出ください。（提出先で推薦書が作成され、富山県教育委員会へ送付されます。）

	平成27年4月の 新入生・編入生	在学期（2年生以上）
高等専門学校	在学期	
大学・短大・ 専修学校専門課程	直前に在学していた学校※ （高等学校等）	在学期

※卒業後年月が経過している方も、直前に在学していた学校に提出してください。

(3) 提出期限

平成27年5月8日（金）までに上記の区分に応じた学校へ提出してください。

5月10日（金）

(4) 保証人について

・申請には、保証人が必ず2名必要です。

○保証人…独立の生計を営む方であって、保護者等1名、申請者と生計を別にする方1名。
なお、返済が長期にわたるため、申請時において60歳程度未満の方が望ましいです。
保証人として適するか不明な場合は、県立学校課までご相談ください。

○以下の方は、保証人として認められません。

無職（ただし、保護者等が無職の場合はご相談ください）、未成年、成年被後見人及び被保佐人

・採用後に提出していただく誓約書には、保証人の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。あらかじめ了承を得ておいてください。

(5) 選考結果の通知

・選考結果は、在學校を通じて書面にてお知らせします。(27年7月中に行う予定です。)

・採用者には、決定通知書と併せて誓約書等を送付しますので、保証人2名の印を押して記入し、期限までに在學校へ提出してください。

4. 貸与の取り消し・停止について

(1) 貸与の取り消し…貸与は終了となり、返還の手続に入ります。

- ① 貸与を辞退したとき又は退学したとき。
- ② 死亡したとき又は心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ③ その他貸与が適当でないと認められるとき。

(2) 貸与の停止…該当する事由がなくなるまで、貸与を停止します。

- ① 休学・停学したとき：復学するまで
- ② 同一学年を再履修するとき：進級を確認できるまで

※毎年度末、退学や休学、停学など貸与の取り消しや停止に該当する事由があるか確認するため、在學校に学業成績証明書の提出を依頼します。

5. 返還について

(1) 返還方法について

貸与終了（卒業又は貸与取消）のときに、借用証書を作成し、返還計画を決めます。

返還期間：貸与終了から6ヶ月の据置期間を置いた後、10年以内

返還方法：年賦または半年賦を選択（月賦はありません。）

利 息：利息はかかりません。ただし、納入期限に遅れた場合、その翌日から年7.3%の延滞利息が加算されます。

(2) 返還の猶予

次の場合、申請によって返還の猶予を受けることができます。（免除ではありません。）

- ① 貸与終了後、大学その他教育機関に入学するとき。
- ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められたとき。

※「経済的に返還が困難」という理由による返還猶予は認めていません。

6. 必要書類記入方法一覧

提出書類① 収入の必要書類一覧

- ・現時点から1年間の収入見込により審査を行います。通常は26年中の収入を準用しますが、26年1月から現在までに転・退職している場合は、今後1年間の収入見込がわかるものを提出してください。
- ・生計を一にするすべての世帯員（就学者除く）について、収入を証明する書類が必要です。

必要な書類 収入の種類	①源泉徴収票のコピー	②給与見込証明書の原本又は給与明細（直近3か月分）コピー	③所得証明書の原本	④所得税確定申告書のコピー	⑤公的年金源泉徴収票のコピー又は年金振込（支払）通知書コピー	⑥雇用保険受給資格者証のコピー	⑦無職無収入の申出書
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <表中マーク一覧> ○…必ず提出 △…手元があれば提出 ▲…どちらか提出 </div>						
給与所得者（パート・アルバイト含む）							
平成25年12月以前から勤務継続中	○			△			
平成26年1月以降に就職・転職		○		△			
平成27年1月以降に年収が激変した	○	○		△			
自営業者等							
自営業、農業等を営んでいる				○			
その他の所得者・雑所得者							
年金・恩給を受給している				△	○		
上記に該当しない無収入者（専業主婦（主夫）も含む）							
平成26年1月以前から無収入である			○				
平成27年1月以降に退職し現在無収入				△		▲	▲

【各証明書類について】

書類の名前	発行元	該当期間	備考
① 源泉徴収票	勤務先	平成26年分	勤務先で27年1月に発行されたもの
②-1 給与見込証明書	勤務先	平成27年分	勤務先で作成してもらうこと（賞与含む額）
②-2 給与明細	勤務先	直近3ヶ月分	賞与の有無を余白に記入すること
③ 所得証明書	市町村	平成26年分	発行手続等はお住まいの市町村にお問合せください
④ 確定申告書	（税務署）	平成26年分	控の写しを第一・二表とも提出。税務署受付済と確認できること（電子申請の場合除く）
⑤-1 公的年金源泉徴収票	年金機構等	平成26年分	源泉徴収票がない場合は再発行してもらうか、振込通知書（表裏）の写しに1年間の支給回数を明記したものを添付
⑤-2 年金振込通知書		直近のもの	
⑥ 雇用保険受給資格者証	ハロワーク	直近	離職日がわかるようコピーすること
⑦ 無職無収入申出書	-	無職無収入期間	⑥がない場合に提出（様式自由。現在、無職無収入である方自身が記入・押印ください。）

※ 世帯状況によっては、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

※ 小さな書類については、紛失防止のためA4版の台紙に貼るなどして提出願います。

提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書

下記にあてはまる場合、必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。

収入形態・家庭事情	提出が必要な書類
母子・父子世帯	以下のうち、 <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票のコピー （「寡婦（夫）」欄に印のついたもの） ・児童扶養手当証書のコピー ・児童扶養手当認定通知書コピー ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証のコピー
就学者のいる世帯	<u>平成27年4月以降</u> に発行された在学証明書を添付してください。 （本人及び小・中学生については不要です。）
障害のある方がいる世帯	以下のうち <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー （氏名と等級が判るようにコピーしてください。）
主たる家計支持者が別居している世帯 （単身赴任など）	赴任先の1ヶ月分の家賃・光熱水費（電気・ガス・水道料金）の支出額を証明する書類・領収書の写し （自己負担分のみ）
長期に療養を要する方（※）のいる世帯 （※申込時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中または療養を必要と認められる方）	以下の <u>両方</u> の書類を添付してください。 ①診断書（医師発行） <ul style="list-style-type: none"> ・診断書には以下の項目が記載されていること ア 長期療養者氏名 イ 病名 ウ 療養開始年月 エ 今後の療養期間の見通し ②療養に関わる支出を証明するもの （入院・通院費の領収書の写しなど、申込時において1年以内に発行されたもの。 高額療養費や公費助成制度の対象となる場合、最終的な自己負担額が判るものを添付すること）
火災・風水害などの被害を受けた世帯	以下の <u>両方</u> の書類を添付してください。 ①消防署又は市区町村役場の発行する「り災証明書」 ②被災金額を記した書類・領収書の写し
盗難の被害を受けた世帯	警察署の発行する「盗難届出証明書」

提出書類③ 27年4月に入学した者の場合、本人の在学証明書

大学・短大・専修学校専門課程の新入生は、平成27年4月以降に発行された在学証明書を添付してください。（高等専門学校については不要です。）

提出書類④ 奨学資金貸与申請書

◆記入上の主な注意点◆

①申請事項 貸与月額：1頁の表から当てはまるものを転記

貸与期間：27年4月～卒業見込み月を記入

②保護者等 親権者、後見人その他これらに準ずる方。通常、主たる家計支持者です。

③生計を一にする家族及びその収入状況 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする方全員について記入してください。(単身赴任や就学のための別居なども、生計同一です。)

<就学者を除く家族>

世帯の中で、就学者でない方について記載ください。(未就学児もこちらに記載します。)

- ・「所得の種類」…給与・事業所得・年金等を記入します。(無収入の場合、「なし」。)
- ・「年間収入見込金額(税込み)」…源泉徴収票や給料明細を参考に、平成27年中の収入見込額(税込み)を記入ください。

ア 給与所得の場合：総収入金額(給与所得控除前の金額)

イ 自営業、農業等の場合：総収入金額から必要経費を差し引いた金額

※必要経費とは次のようなものをいいます。

- ①商業、工業、林業又は水産業の場合…売上原価、通信費、運搬費、雇入費、減価償却費等
- ②農業の場合…肥料、種苗、飼料又は動力機の燃料の購入費等

ウ 年金、恩給、家賃、地代又は内職等の収入がある場合：年間の収入見込額

<就学者>

本人及び兄弟姉妹で学校に通っている者について記載。

- ・国公立・私立…いずれかを囲んでください。
- ・学校種別…以下の表のとおりです。予備校等、下記に当てはまらないものについては、欄外に学校名を記入してください。

小	小学校または特別支援学校の小学部		
中	中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中等部		
高	高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部		
高専①	高等専門学校(1~3年)	高専②	高等専門学校(4,5年、専攻科)
専高	専修学校(高等課程)	専専	専修学校(専門課程)
大学	大学(短期大学及び大学院を含む)		

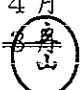
- ・通学別…自宅通学・自宅外通学のいずれかを囲んでください。

④主たる生計維持者には㊸、別居中の者には㊹を氏名の右端に記載してください。

⑤家庭区分…母(父)家庭、障害者家庭、一般家庭のいずれかを囲んでください。

※申請書は両面印刷です。都合により片面2枚となった場合は、校長印による割印を押印してもらってください。

※誤って記入した場合は、二重線を引き、その部分の記入者の訂正印を押印してください。(修正液等は使用不可)

訂正印の例 4月
平成27年 

記入例

・アパートの号室まで記載すること
 ・確実に連絡のとれる電話番号を記載すること（携帯番号でも可）

奨学資金貸与申請書

・貸与額：1頁から転記
 ・貸与期間：
 26年4月～卒業見込年月まで

ふりがな氏名	たてやま いちろう 立山 一郎		平成8年5月5日生	申請書	月額 51,000 円		
住所	郵便番号 938-8001 金沢市光町 8-8-103 電話番号 090-1111-2222			貸与期間	27年4月 から 31年3月 まで		
在学学校	かがやき ※大学 商 ※課程 科 ※昼間 高等専門学校 学部 ※夜間 専修学校 第1学年(年次) 通信			独立行政法人日本学生支援機構奨学金について			
	※入学・編入学 27年4月 卒業見込み 31年3月 所在地 金沢市光町 1-1-1			※申請している 申請していない			
保護者等	氏名	立山 晴雄		昭和 40年1月1 生	続柄 父		
	住所	郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪 1-2-3-101		電話番号 076-123-4567			
	職業及び勤務先	会社員(株)はくたか		年間収入金額(税込み)	2,131,247円		
生計を一にする家族及びその収入状況	就学者を除く家族	氏名	年齢	続柄	所得の種類	年間収入金額(税込み)	
		立山 晴雄 (主)	50	父	給与	2,131,247円	
		立山 碧	49	母	パート	501,308円	
		立山 観造	76	祖父	事業所得	408,232円	
	立山 ひかり	5	妹	なし	0円		
	就学者	氏名	年齢	続柄	在学学校		通学別
		立山 一郎 (別)	18	本人	※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・専高・専専・大学	※自宅・自宅外
		立山 華子	15	妹	※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・専高・専専・大学	※自宅・自宅外
				※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・専高・専専・大学	※自宅・自宅外	
			※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・専高・専専・大学	※自宅・自宅外		
主たる家計支持者には(主)を、家族と別居中の者には(別)を氏名欄右端に記入すること。							
家庭区分	※母(父)子家庭 ・ 障害者家庭 (続柄 祖父) ・ 一般家庭						

この例の場合、申請書以外の添付書類は以下のとおりです。

- 父：給与所得者⇒源泉徴収票の写し
- 母：給与所得者⇒最近転職したため、現在の勤務先の給与見込証明書または直近の給与明細3か月分
- 祖父：自営業者⇒確定申告書の写し、障害者のため障害者手帳の写し
- 妹：就学者⇒在学証明書
- 本人：27年4月入学のため、在学証明書 ※妹は就学前のため書類不要

申請理由（家庭事情その他特記すべきことを具体的に記入すること。）

※申請理由を具体的に記載すること。

平成26年6月に母の勤務先が倒産し、最近パートとして再就職したものの、世帯の収入が大幅に減少した。将来、公認会計士になることを目標として学習に取り組んでいるが、学費の負担が大きく、現在の収入だけでは修学が困難であるので、奨学資金の貸与を希望します。

保護者ではなく、申請者本人の立場で記載してください

履歴（学歴のみでなく、身上異動を漏れなく記入すること。）

平成18年9月 みくいが市から富山市へ転居
平成21年4月 富山市立総曲輪中学校 入学
平成24年3月 富山市立総曲輪中学校 卒業
平成24年4月 富山県立立山高校 入学
平成27年3月 ” 卒業
平成27年4月 かがやき大学 入学

保	氏名	立山 晴雄	昭和40年1月1日生	続柄 父
	住所	郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪1-2-3-101	電話番号 076-123-4567	
証	職業及び勤務先	会社員 (株)はくたか		
人	氏名	黒部 太一	昭和38年6月1日生	続柄 おじ
	住所	郵便番号 937-0101 中新川郡立山町芦崎寺1-2	電話番号 076-543-2109	
	職業及び勤務先	会社員 (有)クロヨン	保証人のうち1名は、申請者と別生計の方とする (60歳以上の方は原則、避けてください。)	

富山県奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成27年4月22日

富山県知事 石井

貸与決定後、保証人の押印及び印鑑登録証明書が必要となります。
あらかじめ保証人に了解を得ておいてください。
(保証人が2人揃わない場合、貸与を受けることはできません)

本人 氏名 立山 一郎

保護者等 氏名 立山 晴雄

備考

- ※は、該当のものを○で囲むこと。
- 保護者等欄への記載は原則として主たる家計支持者とすること。
- 生計を一にする家族のうち就学者を除く全員について、収入金額を証する書類を添付すること。
- 年齢については、申請日時点での年齢を記入すること。

申請書裏面

奨学資金貸与申請書

学校長検印

ふりがな					年 月 日生	申 貸与額			
氏 名						請 月額	円		
住 所	郵便番号					事 貸与期間	年 月から		
	電話番号					項	年 月まで		
在 学 校	※大学 高等専門学校 専修学校		※課程 学部		科	※昼間 夜間 通信		独立行政法人日本学生支援機構 奨学金について	
	第 学年 (年次)							※ 申請している 申請していない	
	※入学・編入学 年 月 卒業見込み 年 月								
	所在地								
保 護 者 等	氏名				年 月 日生	続柄			
	住所	郵便番号							
		電話番号							
	職業及び勤務先				年間収入金額 (税込み) 円				
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 収 入 状 況	就学者を除く家族	氏 名	年齢	続柄	所得の種類	年間収入金額 (税込み)			
						円			
						円			
						円			
	就 学 者	氏 名	年齢	続柄	在 学 校		通 学 別		
			本人	※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専・大学		※自宅・自宅外		
				※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専・大学		※自宅・自宅外		
				※国公・私立	※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専・大学		※自宅・自宅外		
主たる家計支持者には㊦を、家族と別居中の者には㊧を氏名欄右端に記入すること。									
家庭区分	※母 (父) 子家庭 ・ 障害者家庭 (続柄) ・ 一般家庭								

申請書表面

申請理由（家庭事情その他特記すべきことを具体的に記入すること。）

履歴（学歴のみでなく、身上異動を漏れなく記入すること。）

保	氏名		年 月 日生	続柄
	住所	郵便番号	電話番号	
証	職業及び勤務先			
人	氏名		年 月 日生	続柄
	住所	郵便番号	電話番号	
	職業及び勤務先			

富山県奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

本人 氏名

保護者等 氏名


備考

- ※は、該当のものを○で囲むこと。
- 保護者等欄への記載は原則として主たる家計支持者とすること。
- 生計を一にする家族のうち就学者を除く全員について、収入金額を証する書類を添付すること。
- 年齢については、申請日時点での年齢を記入すること。

■申請書類チェックリスト

申請書類に不備があった場合、貸与決定が遅れますので、学校へ提出する前に必ず内容をご確認ください。

- 申請書に空欄はありませんか？ 貸与額や期間は記入されていますか？
(記載もれが大変多いので、再度確認してください。書き方がわからない場合は、在学または県立学校課にご確認ください。)
- 就学者を除くすべての家族の収入を証明する書類は、添付されていますか？ (⇒4頁)
給与所得者：源泉徴収票、明細3か月分、給与見込証明書のいずれか
事業所得者：確定申告書のコピー
年金受給者：公的年金源泉徴収票または年金振込通知書
無職者：雇用保険受給資格者証または無職無収入の申出
- 特別な家庭事情に該当する場合、その証明書等は添付されていますか？ (⇒5頁)
本人以外の在学証明書や、ひとり親世帯であることがわかるものなどを添付してください。
- 27年4月に入学の場合、在学証明書は添付されていますか？ (⇒5頁)
- 保証人は、1人が保護者等、もう1人は申請者と別生計の方としていますか？
(別生計の方については、返還が長期間にわたるため、60歳程度未満の方が望ましいです。保証人についてご不明な点は、県立学校課にご確認ください。)
- 記入を誤った場合は二重線を引き、記入者の訂正印を押印していますか？
(修正液や修正テープは使用しないでください。)

訂正印の例
平成27年 

■奨学金のスケジュール（申請～貸与の決定～返還）

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 4月 | 申請 | 巻末の申請書を記入し、必要な書類を添えて学校へ提出してください。 |
| | 選考 | 書類に不備や不明な点がある場合、問合せことがあります。 |
| 7月 | 結果通知 | 7月中旬頃に、在学学校を通じて結果をお知らせします。 |
| 8月 | 貸付開始 | 採用者には、8月に4～8月分をまとめて振り込みます。
(9月以降は、原則として毎月振り込みを行います。) |
| 卒業時 | 貸付終了 | 借用証書を作成し、返還計画を定めます。(最長10年間で返還) |
| | 返還開始 | 年賦または半年賦で返還を行います。
(進学の場合、申請により返還開始を猶予できます。) |
| | 返還終了 | 全額を返還終了後、県から借用証書を返却します。 |